特定給食施設等栄養関係報告書記入マニュアル（学校Ⅰ　※児童・生徒用）

1)　提 出 期 日 ：毎年7月31日
2)　提　出　先 ：松山市保健所　健康づくり推進課
3)　提 出 方 法 ：Ｅメールまたは FAX（郵送，直接持参も可）
4)　対 象 期 間 ：**項目①～③・⑥は当年度の７月１日現在，④・⑤・⑦は前年度分，⑧は直近の状況**
5)　対 象 施 設 ：“松山市特定給食施設等に関する取扱要領”に基づく対象施設

※　日本人の食事摂取基準（最新版）等を参考に，各施設で栄養・食事管理を行い，その状況を報告すること。

項　目		記入方法	記入にあたっての留意点
①１日あたりの給食数		施設対象者・職員・その他の別に，定員および食数を記入。	・該当施設が提供する全ての対象者（職員なども含む）を記入。 ・その他には間食等を記入。
② 給食従事者数		給食関係業務に従事する職員数を記入。	・施設職員「当施設側」，委託業者や派遣職員「受託側」に各職種別の常勤数及び非常勤数を記入。 ・管理栄養士，栄養士，調理師は資格取得者とする。 ・栄養士の資格保有者でも，調理員として採用されている者は，「調理員」として計上。
③ 管理栄養士 栄養士 配置状況		管理栄養士・栄養士の氏名，当該施設での勤務年数，通算勤務年数を記入。また採用区分について該当するものにレ点をする。	・管理栄養士「管」，栄養士「栄」とする。 ・常勤「常」，非常勤「非」，パート「パ」とする。 ・専任「専」，兼務「兼」とする。 ・当該施設側「施」，受託側「受」とする。 ・栄養指導業務従事者も全て記入。 ・枠が不足する場合は，行の追加または別紙記入とする。
④ 栄養・給食 管理状況		各項目で該当するものにレ点または記入。	・「施設外調理」は当該施設以外で調理等を行っている場合（市販弁当利用も含む）を有とする。 ・「運営形態」は何らかの業務を委託している場合は委託とする。
⑤ 栄養教育 実施状況		対象者に行った個別指導（栄養相談等），集団指導（講習会等），その他の指導状況（回数・人数等）を記入。	その他は，栄養成分表示（献立表掲示など），栄養情報の提供（ポスター，リーフレット，食卓メモ，栄養だよりなど）等を記入。
⑥ 栄養関係 報告書作成者		担当者名と連絡先を記入。	報告書の内容や業務に関する問い合わせの担当者名を記入。
⑦栄養量・食品量の年間まとめ	食種	該当する項目にレ点または記入。	・基準となる食種の１人１日当たりの平均値とする。 ・一般食の常食の提供がない場合は，最も提供数の多い食種の状況を記入する。 ・目標量について，幅で設定している場合は幅で記入する。 ・栄養量等の単位，桁数は「日本食品標準成分表（最新版）」に準じる。 ※エネルギー比の求め方 ・たんぱく質エネルギー比 （たんぱく質（g）×4(kcal)）/総エネルギー（kcal）×100 ・脂質エネルギー比 （脂質（g）×9（kcal））/総エネルギー(kcal)×100 ・炭水化物エネルギー比 100-（たんぱく質エネルギー比＋脂質エネルギー比）
	栄養計算に使用した食品成分表	該当する項目にレ点。	
	給与栄養目標量	食事の給与栄養量の目標値であり，施設での基準値。献立作成時の目標あるいは目安となる量。 ※喫食者の年齢や性別などを勘案して作成。幅や平均などで記入。	
	給与栄養量（実際）	提供した食事のエネルギー及び栄養素量。（一般に，発注上の都合や納品された食品の品質，廃棄量などの変動，盛り付けの誤差などにより，予定通りの食事が提供できないこともある。）	

	食品構成	給与栄養目標量に対応する食品群別重量。	
	給与量	一定期間に提供した食品群別重量。	
⑧体格等の把握（直近の状況）		年齢区分別（当年4月1日時点で満3歳以上）に入所者（児）数を記入。 肥満傾向に該当する者並びにやせ傾向に該当する者の人数及び割合を記入。	肥満傾向に該当する者（児）並びにやせ傾向に該当する者（児）は，定められた方法（※1）で算出。 ただし，学校ですでに用いている方法があれば，そのまま現行の方法を継続してもよい。 特別支援学校は記入の必要はないが，肥満及びやせの判定を行っていれば記入してもよい。 （※1）肥満並びにやせに該当する者の評価方法 児童・生徒 ○学校保健統計調査方式（性別・年齢別・身長別標準体重）による肥満度判定を用いる。 ○「肥満」は，＋20%以上，「やせ」は，－20%以下とする。 肥満度（過体重度） $= \frac{\text{【実測体重(kg)－身長別標準体重(kg)】}}{\text{身長別標準体重(kg)}} \times 100$ ○身長別標準体重は，「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参考とする。 （日本小児内分泌学会，日本成長学会から，早見表や計算ソフトが公表されている。）

（令和7年度（2025年度）改正）